

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局＞

開催日時 平成27年10月5日（月） 13:02～14:33

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

岩田 国夫 委員長

猪奥 美里 副委員長

亀田 忠彦 委員

佐藤 光紀 委員

大国 正博 委員

西川 均 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

野村 総務部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

辻本 南部東部振興監

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

13:02分 再開

○岩田委員長 それでは、ただいまから会議を再開いたします。

上田委員が少しおくれます。そして、傍聴者1名です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、日程に従い、南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それではご発言をお願いします。

○佐藤委員 まちづくり推進局にお伺いします。

債務負担行為ですが、平成28年から平成46年度まで220億円を超える予算の提出がされております。こちらのプロジェクトは、県営プール跡地活用ということで平成26年2月に1回目の資料が出され、その後9月にも提出されてますが、2、3お聞きしたいことがあります。

どうしてPFIなのか、そして220億円の内訳を、入札前ですので事細かくはなかなか難しいと思いますが、答えられる範囲でご説明いただけますか。

○本村地域デザイン推進課長 佐藤委員から、プール跡地の220億8,000万円の債務負担行為についてご質問がありました。

まず1点目ですが、この事業についてPFI手法で行うことにした理由です。こちらについては、今回このプール跡地において、ホテル以外のコンベンション施設やバスターミナル、駐車場などのもろもろの施設をここに整備して、その後運営までしていくということですが、こういった施設の設計・建設、維持管理・運営を包括的に民営事業者が発注をすると。また、複数の業務の関連性や長期事業の見通しに基づいて、効率的かつ効果的な業務契約を立案できることから、コスト削減効果が見込まれるということで、PFI手法で行います。

それからもう1点、220億8,000万円の考え方、内訳ですが、設計・建設、維持管理・運営を行って、平成28年度から平成46年度末まで総合で220億8,000万円です。内訳としては、設計・建設費で約200億8,000万円、それから維持管理・運営費で15年間で約20億円で考えています。各施設ごとに積み上げを行って算出をしましたが、その考え方ですが、具体的には設計・建設費については、奈良県が通常使用している積算基準を用いて算出していますが、建設費のうち、その算出に当たって一定の設計が必要となる施設については、ほかの幾つかの類似事例等から平方メートル当たりの平均単価を求めて、これを本事業の施設の延べ床面積に乗じることで算出しています。維持管理・運営費の費用についても、建設費と同様に、他の幾つかの類似事例等から平方メートル当たりの平均単価を求めて、各施設の延べ床面積に乗じて算出したという考え方で求

めております。以上です。

○佐藤委員 イメージ案ということで3案ほどあるのですけれども、ふだん生活している中でよく奈良県がホテルをつくるのかと、ホテルをPFI形式でしていくのかという話も出てきます。現時点では広報はされていないということですが、これを実際にするとすれば、誤解のないように、県民の皆様の大変な税金を使つての業務になりますので、こういったものをやりますと県民の方に、また奈良県に来ていただける観光客に、施設をご利用いただける方々に、十分有益な施設をつくっていただきたいと思います。有益な施設にするかどうかは、正直な話、予算を組んだから、はい、終わりではなく、予算を組んだ後にあるかと思ひます。設計も民間の事業者に委託するということですが、奈良県としてこういうものをしっかりつくってくれと、端に追いやられることなく、使いやすい施設を目指していただきたいと思ひます。

最後に、先ほど口頭でお話のあつた200億8,000万円と20億円の中にもいろいろ項目別の内容が含まれているかと思ひますので、そちらの資料がもしありましたら提出していただけないでしょうか。提出先は委員長でよろしいでしょうか。

○岩田委員長 佐藤委員の資料ですけれども、今あれば配付していただきたい。なければ後で、委員全員に配付していただけますか。それでよろしいですか。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま委員からご指摘いただいた件ですがこの場にはありませんので、この委員会の後、お届けさせていただきます。

○岩田委員長 よろしくお願ひします。

○阪口委員 今、佐藤委員から、ホテルを核としたにぎわいと交流の拠点整備のことが出ましたので、関連して質問します。

そもそもホテル用地としては、県営プール跡地は場所的にはまずかつたのではないかと思ひます。結局ホテルは来ないので、奈良県として拠点整備が必要なのではないかと私は考へています。ただ、反対したいところですが、ホテルは事業者が決まつて、来るといふ形で進んでいますので、現在言いたいことは、PFIでも失敗をすれば県負担になってきますので、この220億円の財源をどこから捻出するのかと、全て県負担なのかと。できるだけ県の負担にならないようにその財源確保をしていただきたいと、これが1点です。

それから、借金すると金利のことも結構後でおもしろくなってきますので、金利負担もできるだけ安い金利のものを使うということについて2点質問します。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま委員から県営プール跡地の件ですが、220億8,000万円の財源、それから金利負担で質問がありました。

まず財源ですが、今回220億8,000万円で債務負担行為をお願いしています。国庫補助金、交付税措置のある有利な県債を最大限活用することとして、国庫補助金を約30億2,000万円、交付税措置のある県債を28億4,000万円充当する予定です。それから、施設整備費のうち、国庫補助金、交付税措置のある県債が活用できない139億1,000万円ですが、こちらについては、県経済の活性化に資する事業の推進を図るため設置している地域経済活性化基金を活用することとしています。

なお、契約期間中の維持管理・運営費については、先ほど内訳として20億円と申し上げましたが、こちらについては一般財源により手当すると考えています。

それから2点目、金利負担です。ただいま申し上げたように、県が費用負担すべき対象事業として、国庫補助金とか有利な県債に加えて、基金を活用することで、民間事業者に対して、市場金利による資金調達を求めることなく、事業費の支払いが可能と考えています。これにより今回生じる金利負担については、市場金利より低い県債金利のみとなるなど、奈良県における財政負担をできる限り抑える財源構成と考えています。以上です。

○阪口委員 今説明を聞きまして、おっしゃった具体的な数字を、資料でお示しいただきたいと思います。

220億円かけるに当たっては、将来の子どもに負担がかからないように、金利等含めて配慮していただきたいということで、質問を終わります。

○岩田委員長 では後ほど資料をよろしくお願いします。

○亀田委員 南部・東部地域の振興に関しての質問をさせていただきます。

この9月議会に提案されています、路線バスを活用した南部・東部地域への誘客促進の事業ですが、多分、好評だったということで追加の予算を計上していますという説明でしたので、8月末か9月末までになるのか、今までの利用の状況がわかれば教えていただきたいと思います。県内の方が利用されたとか県外の方が利用されたとか、年齢層などわかる範囲で結構ですので、集計がとれているのか、まずお聞きします。

○福野移住・交流推進室長 委員のご質問の件についてお答えします。

路線バスの運賃キャッシュバックキャンペーンの利用者は、ことし4月から8月末まで、予想を大きく上回り5,800人に達しました。宿泊者数に関しては、各宿泊施設に聞き取りをしていますが、前年に対して、南部・東部全体で20%増加しています。利用

者の出発地については、県内からが約20%、奈良県内を除く関西からが約50%、関東からが約20%となっています。年代別に見ますと、天川村は、20代から40代の若年層が多く約7割近くです。十津川村は、50代以上の高齢者層が多く60%以上になっています。旅行形態としては、一人旅の比率が高く30%、友人とは30%、ファミリー層が25%となっており、4月から8月でいえばファミリーが多いはずなのですが、一人旅比率がかなり高くなっています。

このような状態をさらに分析して来年度以降検討していきたいと思っています。

○亀田委員 いろいろと資料を見て確認しましたら、先ほど申されたように、県外が大変多いです。これは誘客という観点からも、さらには、移住も促進するための仕掛けだろうと思うのですが、その趣旨に見合った効果が非常に出ていているとは思いますが、

特に南部地域は、ここにいらっしゃる皆さんはよくご存じだと思いますが、私もたびたび訪れますが、本当に風景がよくて空気がきれいで、非常にいいところです。けれども、なかなか行きにくいところがあるので、こういうキャッシュバックを利用して、バスの料金を結局はかからないようにして行っていただく。さらにはホテルの宿泊についても、宿泊券等もあわせて利用するとかなり安く宿泊ができると聞いていますので、こういう取り組みをすることによって、地域を訪れて、さらにはそこへ住んでいただくというところへつながれば一番いいのですが、まずは来ていただいてその魅力を感じてもらうことに関しては非常に効果があると思います。

資料を見ていますと、天川村が特に20代、30代、40代が半分を超えているというデータも出ています。特に若い女性の一人旅が多いと聞いていますので、女性の旅行者に聞くと、一人で行ってそこがよかったら友達を連れてくることもよくあるようです。一人旅で訪れた方が今度は友達を連れていこうとなってくれば、さらにまた効果が上がってくると思います。

さらに、なぜ天川村や十津川村が女性に人気があるのかは、やはりパワースポットがあるからだと思います。私もシルバーウイークに十津川村の玉置神社へ行ったのですが、かなりの人が来ていました。他府県のナンバーが結構多かったのですが、車をとめてから歩いて15分、20分かけて玉置神社へ参拝をされる方がたくさんいて、そこにおられる神主さんと何か歴史の話を深くしておられたのを見ながら私も参拝したのですが、パワースポットを目当てに来られる方も多いですし、南部・東部ではないけれど、私の住んでいる橿原市も、初代天皇をご祭神とする橿原神宮のある地域で商売がしたいと移って商売さ

れている方もいたり、歴史ブームもあるので、若い方々が訪れる数もふえてきているのかと思います。そういう魅力がたくさんあるので、こういった仕掛けを通じてできるだけたくさん来ていただくことは非常に効果的だと思います。

ただ、これをひたすらずっとバス代キャッシュバックを続けていくのかは、いろいろと考えないといけない。次は自分の車で行こうかとなってくると非常にありがたいのですが、まずは仕掛けの段階ですのでいろいろな方法を考えて、各市町村とも連携をして、天川村は宿屋がずっと並んでいるのであのあたりの散策をしたり、十津川村は点在しているからなかなか難しいかもしれません。その場所場所に応じた何か取り組みを提案していただいて、さらに誘客を図るための何か施策をしていただきたい。とにかく南部・東部地域の振興に向けて全力で、さらにいろいろな方策を講じていただきたいをお願いをして、質問を終わります。

○宮本委員 何点か質問します。

1点目は、県営プール跡地へのホテルを核としたまちづくり、拠点整備事業です。先ほどの質問のお答えで、220億円の内訳を示してほしいということに対して、内訳が示されませんでした。設計・建設で200億8,000万円、維持管理・運営で20億円は示されましたが、詳細な内訳については類似事業から算出ということでした。これはどの時期に明らかに示されるのか、時期的な見通しだけでも示していただきたいと思います。

ホテルですが、ブランドが決まり、あとは最後の詰め段階だということですが、ホテルのブランド名は公表できないのでしょうか。この点をお聞きます。

それから、ホテル誘致になかなか成功しなかったということで、今度この220億円のまちづくりで土盛りをしてホテルを呼び込むことができたということになろうかと思うのですが、明らかに大企業に対する土盛り以外の何物でもないと指摘をしてきました。今般取られる方式はPFIの中でもBTOという手法がとられて、建設されたものを県が所有して委託をするということですので、これはPFIの中でももっとも企業にとってはローリスクで、県にとってはハイリスクになろうかと思うのですが、そういう認識でいいのかどうか確認したいと思います。

2点目は、裁判所跡地の庭園整備、宿泊施設・飲食施設建設で、今般、補正予算で組まれています。今回は調査設計の費用で、これから整備計画を策定して、平成27年度から平成28年度に向けて事業者公募選定に向けた募集要項、要求水準書を作成するということですが、この裁判所跡地は庭園があったということでそれを復元するということです。

1点聞きたいのは、平成27年8月7日の奈良公園地区整備検討委員会に出された資料で、裁判所跡地整備の考え方の前提条件で、高畑町裁判所跡地の価値を県が認識されている2点が示されており、1点が、中世の興福寺子院を継承する遺跡としての価値という中世の時代の遺構としての値打ちと、大正時代の財閥が整備をした庭園遺構としての学術的、芸術的価値という2点の価値を継承しつつ利活用を図ることを前提に検討するとなっています。中世の遺跡としての価値と、大正時代にお金を持った人が整備した庭園の価値は、これは相反すると思うのですが、これをどう評価して整備するのかについては、相当詳細綿密な学術的研究が要るのではないかと思います。この庭園の価値についてどのように評価をされるのか、どのように研究されるのか、この点まずお聞きします。

それから、今回のこの考え方の基本として示された中に、価値を継承し利活用を図る前提のもとに、そこに加えられる、求められる新たな機能として、歴史文化の発信機能などは必要だと思うのですが、宿泊機能、飲食機能が必要だということですが、これは本当に必要なかという思いも持ったりしました。その機能を加えることによって出てくるものとして庭園文化、茶の湯文化の再興となるのですが、中世の遺跡の値打ち、大正時代のつくられた庭の値打ち、ここに宿泊機能、飲食機能、交流機能などが加わったら出てくるのが庭園文化、茶の湯文化の関係がよく理解できないのですが、これをどう整理したらいいのか教えていただきたいと思います。

それから、高畑町裁判所跡地整備で最後に聞きたいのは、空間づくり、活動づくりの主要なテーマとして3つ示されました。一つが歴史文化、これはよくわかります。もう一つが交流・滞在と、これもわからないではありません。交流・滞在して味わってもらうのは大事なことです。3つ目に食とにぎわいとあります。イメージとして示されているのがN A F I Cです。そうすると、オーベルジュをつくるのかとなってきます。確かに文化庁もこの地域の歴史的値打ちを評価しているとは思いますが、ここにオーベルジュをつくるということになるとまた話は違ってくると思うのですが、食とにぎわいがなぜテーマの一つになってくるのか、これがまたもう一つ理解に苦しむところで、何かN A F I Cとの連携先をつくるのが前提にあるのかという疑念を持ったりするので、わかりやすく整理をしていただきたいと思います。

それからもう1点、テーマとして聞きたいのが鉄道駅の問題です。最近、私もずっと本会議でも取り上げてきましたが、県内の鉄道駅の多くが無人駅になっていくということがあります。それにあわせてバリアフリー化がおくれてくるとなりますと、例えば車椅子の

方が駅を利用しようと思えば、かなり早い時間に駅に連絡をして、何時の電車に乗るから来てくださいと言って、駅員に来てもらって乗せてもらうことになったり、また、私の地元でいいますと、健康福祉センターがある竜田川駅は今度新しく子ども園を整備されて、車椅子やベビーカーを使用する方が乗降しますが、ここはスロープがないのです。そういうことが起こっています。また、近大附属病院がある東山駅は上りのエスカレーターがついているのですが、エレベーターや下りのエスカレーターがありませんので帰りに非常に困るということで、駅員に言えばエスカレーターを反転してもらえますので利用はできるのですが、車椅子の方ですと大変苦勞するということです。そういった中、鉄道駅のバリアフリー化の取り組みや進捗について明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○本村地域デザイン推進課長 県営プール跡地についての質問にお答えします。

まず1点目です。220億8,000万円という債務負担行為について、今回お諮りしていますが、これの内訳について質問がありました。先ほど来、内訳について答えている中で設計・建設費、維持管理・運営費についてはお示ししていますが、さらに細かい内訳については、今後これをもとに入札で事業者公募をすることになります。220億8,000万円という事業費はあくまで予定価格という位置づけになり、今後の公募手続でこの価格を上限に価格競争も含めた総合評価一般競争入札方式での入札をします。これについては、今後入札に参加する各事業者に対して、費用積算についてもそれぞれのノウハウや工夫が発揮された提案を求めて競争を促すというもので、今の時点で例えば施設ごとの具体の金額の積算内容を公表することは事業者の提案を誘導することにつながり、民間事業者のノウハウの活用や、入札に係る競争性の確保の観点から支障を来すおそれがありますので、申し上げることは差し控えたいと思っています。では、いつごろ明らかになるのかという質問でした。今申し上げたように、事業費の性格は入札に係るものですので、少なくともお示しできるのは入札が終わり、事業者の選定が終わった後と考えています。

2点目ですが、ホテル事業者を昨年末に決定しましたが、その運営の担うブランド名ですが、公表できないのかという質問でした。こちらについても、森トラスト株式会社というホテル事業者を昨年末に選定しています。現在、森トラスト株式会社において、ホテルブランドとの交渉を重ねてもらっています。これは、知事も本会議で答弁していますが、森トラスト株式会社から先般、ホテルブランドとの間で基本合意書の締結まで至ったと説明しています。一連の契約までのいろいろな手続について、外資系ホテルとの契約締結までには通常1年程度は期間がかかると聞いています。こうした期間を要する理由について

は、契約締結に至るまでに細部にわたる条件交渉を重ねて、文書化して詳細に段階を踏むという必要があるためと聞いており、その際のやりとりも基本言語は英語で行い、双方の主張の内容や合意事項のデリケートな部分も含めて、正確な表記が必要であるために時間を要することを聞いています。

こうした交渉が多岐にわたって、かつ英語ベースで行われるために非常に時間と労力を要する内容であることとあわせて、森トラスト株式会社側からもホテルブランド名については、本契約締結後に一斉に公表することとなっており、事前にブランド名が出てしまうと契約が破談になり得るということですので、その点強く要請されています。こうしたことから、ホテルブランド名についてはお示しできないという状況です。

それから最後ですが、PFIの方式です。今回、BTOで考えていますが、なぜBTOなのか、BTOにした場合のリスクの考え方ですが、このPFI方式も、BTOも含めて何種類か事業方式があります。今回やっているBTO方式は、ビルド、建設です。トランスファー、所有権移転です。オペレート、その後の維持管理・運営ですが、こうしたものの頭文字で、民営事業者が施設を建設して、施設完成後に県に所有権を移転して、民営事業者が施設の維持管理及び運営を行うものです。それ以外に、BOT方式があり、これはビルド・オペレート・トランスファーの略称で、先ほどのBTOとOとTが時点が逆転していますが、違いについては、民営事業者が施設建設後も施設を所有した状態で維持管理・運営を行い、事業終了後に県に所有権を移転するものです。それ以外にもBOO方式があり、ビルド・OWN・オペレートの略称です。OWNは所有ですが、民営事業者が施設建設後も施設を所有した状態で維持管理・運営を行い、事業終了後に民営事業者が施設を解体・撤去するものです。

本事業の維持管理・運営期間は、本件の先行事例であるスイムピアや、ほかの自治体の事例、民営事業者のヒアリングの結果、15年間としています。先ほど3つ申し上げた事業方式のうち、最後のBOO方式ですが、この場合は事業終了後に施設を解体・撤去する前提ですので、事業が終了する開業から15年後には公共施設を全て撤去してしまいますので、不採用としており、BTO方式とBOT方式の2つの方式について検討したということです。

BTO方式とBOT方式の主な違いについては、先ほど説明したような、維持管理・運営期間において所有権があるかどうかという違いですが、BTO方式は県、BOT方式は民営事業者の所有となるというものです。この所有権が違うことによるそれぞれのメリッ

ト、デメリットについては、平成27年6月県議会において報告した内容ですけれど、国庫補助金の活用について、BTO方式では施設建設後に県が所有権を取得するというもので、従来の公共事業手法と同様に設計・建設のそれぞれの段階で国庫補助金を受領することができます。一方で、BOT方式の場合は、奈良県への所有権移転が建設完了後から15年後になりますので、国庫補助金も所有権が移転される年度での受け入れとなります。このことから、BOT方式の場合は将来の制度変更等の結果、確実に国庫補助金を活用できるかが不明ですので、国庫補助金の活用についてはBTO方式にメリットがあると考えており、BTO方式を採用したということです。

なお、全国の事例を見ますと、平成24年度末のデータですが、全国事例のうち、BTO方式は全体の72%と承知しています。一方で、BOT方式は13%にとどまっている状態と伺っています。

これらのリスクの考え方で質問がありましたが、リスクのあり方については、詳しくは契約書の書き方、あるいは実施方針の中にもリスク分担の考え方を示すことになり、設定の仕方次第で決めることができるので、BTO方式あるいはBOT方式によってリスクの考え方が決定的に違うということのその差にはつながらないのかと考えています。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱）

質問の内容は、高畑町の裁判所跡地の利活用についてです。

まず、高畑町の裁判所跡地を簡単に説明しますと、約1.3ヘクタールあり、南側の平地と北側の平地、南側が約7メートル高いところにあります。その間に斜面が存在しており、現在、室町時代、興福寺の子院であった松林院が、中世ですけれども、遺構が存在していると言われているのが南側の高い台地です。それから大正時代に入って大阪の財閥、山口家の南都別荘があったところが北側の台地で、斜面にその当時つくられた庭園の遺構が存在していると。

利活用するに当たり、平成26年度に文化財発掘調査及び庭園遺構調査を実施しています。委員からの質問の中で、遺構としては両方残っているのですがけれども、興福寺の子院については中世の遺構の存在があると指摘を受けており、これが庭園で整備できるというものではまずありません。しっかりとした形で遺構が残っているのは近代の庭園遺構で、まずこのしっかりとした形で残っている庭園を復元して、当時の庭園文化を感じられる空間として活用したいことと、先ほど言いました中世の遺構については、今現在も土中にあ

るのですが、この中世の遺構を傷めない整備で考えていきたい。今、我々が調査、国等とも協議している中で、この中世の遺構を今すぐに出してどうのこうのという話はないと聞いていますので、この全体の遺構をもとに整備するのはこの庭園がベースになるとお考えいただければありがたいと思います。

次に、利活用についてですが、庭園をベースに利活用する際に、飲食・宿泊施設が要るのかどうかですが、私、先日県庁のすぐそばにある依水園に仕事の関係で行きましたが、依水園の中にも食事をするとところがたくさんあります。その中でも外国の人も含めて多くの方でにぎわっていました。県の施設でいいますと吉城園があり、茶室でケータリングのお弁当をとり食べるのにも非常に使っていてとところで、そういう方々にお話を聞きますと、ここで朝を迎えられたらいいねと、ここで泊まれたらいいよねという声もあるので、せっかくな庭園をベースに誘客を図るのですから、奈良県にまだまだ足りない飲食・宿泊という部分は必要という形で整備をしていきたいと考えています。

それから3点目、飲食に関してオーベルジュをつくるのかという質問ですが、今まで委員会でも、オーベルジュのようなものという言い方、別に悩ましい言い方をしているわけではありませんが、要はご飯が食べられて泊まれるところを我々はオーベルジュと考えており、もちろん連携はできればいいと思いますが、決して桜井市のオーベルジュの分校をつくろうというわけではありません。我々これから仕様書等もつくっていきますけれども、プロポーザルで、ここでしっかり飲食・宿泊をやっていただけたところを公募していきたいと考えています。以上です。

○村上県土マネジメント部次長 3点目、県内の鉄道駅のバリアフリー化の現状と、そして県の今後の取り組みについてお答えします。

平成23年3月に改正された、いわゆるバリアフリー法と呼ばれる法律があり、それに基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針があります。そこでは、鉄道事業者は、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅について原則として全ての駅で、平成32年度までには、段差の解消や誘導ブロックの整備などを実施することになっています。

県内の1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅のバリアフリーの状況ですが、県内全体では64駅あります。そのうち段差解消が図られているのが44駅となっており、パーセンテージでいいますと68.8%で、全国平均は83.3%で、比較的おこなわれている状況です。

平成27年度、バリアフリー化の措置として、近鉄において10駅、JR西日本におい

ては1駅行う予定にしています。具体的に申しますと、エレベーターの設置による段差解消については近鉄の下田駅、尺土駅、平端駅の3駅です。そして、内方線つきの点状ブロックと、視覚障害者の対応ですが、近鉄の桜井駅、富雄駅、橿原神宮前駅、高の原駅、学園前駅、新大宮駅、王寺駅となっています。一方、JRの駅については、内方線つきの点字ブロックの設置をJRの郡山駅で行う予定になっています。

鉄道駅のバリアフリー化は、そもそも先ほど申し上げたバリアフリー法に基づき、一義的には鉄道事業者に努力義務が課されています。しかし、県としては、県内の鉄道駅のバリアフリー化が進むよう鉄道事業者に働きかけるとともに、県としても支援を行ってまいりたいと考えています。以上です。

○宮本委員 まず、県営プール跡地の件ですが、立地するホテルのブランド名は明かせないと、締結後に明らかになるということです。220億8,000万円の積算根拠も明かせないと。これも選定が終わった後に公表ということですが、契約の締結後とはいつごろになるのか、積算根拠の選定が終わった後とはいつごろになるのか、このおおよその見通しぐらいでも示していただかないと、ブランド名もわからない、積算根拠もわからない、220億8,000万円を承認してくれというのは承服しかねる話になりますので、明らかにしていただきたいと思います。

それから、BTO方式が企業にとってはローリスクではないかと思っているのですが、先ほどお示しいただいたように、国庫補助が先に入るBTO方式と後に入るBOT方式の違いということで説明がありましたけれども、どちらにしてもリスクは企業にとっては少ないことが示されました。国庫補助が先に入ることもあって71%がBTO方式ということかと思いましたが、こういうまさに土盛りとも言えるやり方だと改めて思いましたので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、裁判所跡地の庭園整備について、これは中世のものではなくて、大正時代の庭園の復元がベースだと示されました。そういうことでしたら、きちんと学術的に検証して、史実に基づいて整備をした上で、なぜ整備をするのか、整備をする根拠になるような値打ち、大正時代につくられた庭が、奈良県にゆかりのある何か文化を示している、あるいは手法を使っているのかどうか、詳細に研究をされると思うのですが、そういうイメージだと思っていいいのですか。奈良県と関係があると示されるというイメージでいいのかどうかを改めて確認したいと思います。

それから、NAFICと連携ができればいいというぐらいの認識だということですが、

オーベルジュのようなものが整備されるという答弁でした。宿泊もできる飲食施設ですが、一定お金を払ってその飲食の施設を利用する特定の人が庭園を味わうことになると、せっかく値打ちのあるとされている遺構が、広く奈良県を訪れた人に公開されることになっていかないという思いを持ったのですが、一定の維持・保存のための費用が要りますから、広く観光客に、拝観料や見学料などを取るのかわかりませんが、広く公開されるのか、それともレストラン利用者、宿泊者に限定されたものになるのかのイメージを示していただきたいと思います。

鉄道駅については、答弁をいただきました。これは非常にこれからの高齢化社会の中で必要な取り組みだと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思いました。

○本村地域デザイン推進課長 宮本委員から、プール跡地については、ブランド名を公表できる時期、これから行うPFI事業者の選定の契約の時期はいつごろかという質問でした。

まず、ホテルブランドについては、前提として森トラスト株式会社とホテルブランドとの間の交渉事ですので、期限を区切ってこの時期ということはなかなか申し上げられないと伺っていますが、現在聞いている話ですと、公表の時期を年内を見込みとして進めるとのことです。ただ、これも確実なこととはなかなか言えないとのことです。

もう1点が、これから行うPFI事業者の公募の手続に関してですけれども、平成28年3月末までには事業者の選定に至りたいと、そこで一連の入札の手続は終わりますので、先ほどの額についてお示しできるとすればこの後になると思っています。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱）
高畑裁判所跡地の庭園の利用とその価値で、質問いただいたと思います。

価値については現在、庭園学会や文化庁から教えていただきました団体等も含めて、今専門の方々に調査をしていただいています。どの部分が奈良県にゆかりがあるかは、一つ言われているのは、庭園の流れからいいますと、京都府と奈良県はやはり流れが違うと。奈良県の庭園は東京都・大阪府・奈良県が一つの流れだろうと。京都府と奈良県は庭園が違うということで、この前専門の方が非常に感嘆をされていました。今後整備するに当たって、きちんと皆さん方にも広報したいと思います。

次に、庭園ですが、かなりの方にこの庭園について興味を持っていただける、また行きたいと思っていただける庭園になると思っています。その中で、先ほど言いました飲食・宿泊の方に限定して、この庭園は見せないというつもりは全くございません。ただ、吉城

園のように最終的に維持管理のレベルを考えれば有料ということも含めながら、見ていただけの施設という形で展開していきたいと考えています。以上です。

○宮本委員 ブランドについては年内、それから積算の詳細については年度内というご答弁をいただきました。これは我々からすれば覆い隠されて示されている議案で、到底承認できないと申し上げておきたいと思います。

それから、裁判所跡地ですが、私も高畑で学生時代を過ごしましたので、非常に思い入れも強い地域です。私は新聞配達の奨学生で毎朝奈良公園の前をぐるぐる新聞配達をしていたので、季節ごとに味わい深い地域だと思っています。最近高畑かいわいを訪れる機会があり志賀直哉旧居に訪れました。ここは、私たち日本共産党の先輩であるプロレタリア作家の小林多喜二も訪れたところで、小林多喜二が泊まった部屋をきちんと示されています。たくさん人は来られていて、2、3お聞きしますと、この地域は最近、自然と文化が調和された空間、おしゃれなカフェもあり、文化を味わえる新しい注目スポットだということでした。お聞きすると滋賀県や京都府という近隣府県の方とあわせて、静岡県や東京都から来たという方もおられ、そういう地域なのだということでした。どのような整備が要るかと聞きますと、やはりゆったりできる公園のような緑地が欲しいと言っておられたので、建物をどんどん建てることよりも、古くあるものをしっかり生かして、地域、地元の人々のいろいろな思いを引き出すような取り組みがこの地域は必要だと改めて思った次第です。この地元の人たち、特に高畑かいわいで最近注目を集めて観光客もふえてくる中でいろいろな取り組みをされている人たちの意見や思いは、今回の整備にどう生かされるのか、何かあれば最後お聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱）

ただいまの宮本委員の質問ですが、私どもも今まで奈良公園基本戦略をつくり、奈良公園はもとより周辺地域をどうしていくかという中で、正直、高畑周辺の方からの声がひろえてないのも事実です。かつてはいろいろなイベントを奈良公園でやりますと、やかましいという声は高畑周辺の方からたくさんいただきましたけれども、外から来られた方もおられて、もう観光客は来てほしくないという声を過去に聞いたりしたこともあります。静かなところがいいのだから、要らないことをしないでくれという声も聞いたり、いろいろな意見が錯綜しているようにも思います。できれば、そういうところへ出向いて、皆さん方いろいろな意見があると思いますので、私どもは真摯に対応したいと思っておりますし、周辺には、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法で買い上げた緑地がたくさん存在

しています。これはその緑地のまま置いておかれる形になっているのですが、そういう緑地を何かきちんとした公園として活用できないかなど、そういう要望も含めて、検討していきたいと考えています。以上です。

○宮本委員 改めて高畑周辺が注目を集めることで、ぜひ、地元の要望や願いもよく聞いていただいて、最近訪れて、ああよかったと言っている人たちの、どこがいいと感じたのかという思いもしっかり受けとめていただいて、検討してほしいと思いましたので、以上で終わります。

○小林委員 2点、お尋ねをします。

初めに、登大路バスターミナルについて、本会議でも山村議員が一般質問をしました。その際、お尋ねしたことで答弁のなかった点などを中心に聞きたいと思います。

1つは、奈良公園保存管理計画にある奈良公園の利活用のための園地、工作物等への新築、改装、増築、移転、撤去に当たっては、取り扱い基準で、行為に伴う景観への影響について事前評価を行うとありますが、この景観への影響の調査は行われたのかをお尋ねしましたけれども、答弁がなかった部分です。またその調査はどのようなものか、その結果についてお答えください。

2つ目は、この交通ターミナルは交通システムの結節拠点と説明されているのですが、一般的な結節拠点とは少し違うのかという気がしますが、この結節拠点はどのような結節でお考えでしょうか。

3つ目は、これは既に繰り返し述べてきましたけれども、余りにも複合施設が多過ぎるということです。この中にはいろいろ並び、飲食・物販の店舗も入っています。これほどたくさんの建物は必要ないと思うのですが、この店舗について、駅周辺や公園周辺の商店の民業圧迫につながるのではないかという意見も聞いていますが、この点についてはどのようにお考えですか。

もう一つは、この交通ターミナルに係る経費は、どの程度見込んでいますか。以上、お尋ねします。

もう1点、高齢者の住まいについてお尋ねします。ご存じのように高齢化が進んでおり、要支援、介護の分野で言います要介護認定者数もどんどん増加しています。一方では、高齢者のひとり暮らしもふえていっていますが、高齢者が地域に住み続けられない状態も出ており、一方では、高齢者であるために入居が拒否されるような実態もあります。

県がこうした状況の中で高齢者が安心して豊かな暮らしを営むための環境整備が求めら

れるとして、2011年の高齢者居住安定確保の法律に基づいて平成27年9月、奈良県高齢者居住安定確保計画を策定されました。ざっと読みましたが、かなりの取り組みをしていこうということでした。計画期間は2014年から2018年ですが、お尋ねしたいのは、この計画に基づいて具体的に既に進められている施策は何でしょうか。また、今後優先して進めていく施策及び実現に向けて実施計画が既にできている施策は何でしょうか。施策の実施にはかなりの予算を要するものばかりだと思いますが、推進はどのようにしていかれますか。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱）

登大路ターミナルについての質問を、3点いただきました。

まず1点目、県がつくっています名勝奈良公園保存管理・活用計画の中に必要に応じてシミュレーション等による事前評価を実施することが書かれています。その事前評価をしたのかという質問だと思いますが、この部分については、奈良公園地区整備検討委員会に対して、イメージパース等によるシミュレーションを策定し、何度かその中で議論をしていただいています。その結論としては、建物の圧迫感を低減するデザインにするとともに、県庁舎から奈良公園への景観の連続性に配慮した建物配置計画にするようにと、例えば細かいところで言いますと屋根の切り方等も少し考慮して圧迫感を減らすなど、おおむね了解を得ています。

2つ目の、このターミナルは一般的な結節拠点ではないのではないかという質問だと思います。一般的な結節拠点とは何なのかは、今すぐに即答しにくいのですが、この場合は観光バスとぐるっとバスを結節する機能と、公共交通と歩行者動線をつなぐ結節点としての機能を有しています。要するに、この場所においていろいろな交通がここで交わりながら、コントロールをすることを結節拠点だとしています。またその結果、奈良公園周辺の渋滞緩和にもなると、交通計画等に基づいて確信しています。

3点目、このターミナルの施設が本来であればバスの乗降場だけでいいのに、ほかにいろいろな施設が余りにも多過ぎるのではないかという質問だと思います。

先ほども言いましたように、ここにたくさんの人たちが来ていただき、多くのバスがここを乗降場として、ここから動いていただくこととなります。バスそのものは郊外の駐機所へ逃げます。これは渋滞緩和のため、例えば春と秋などでしたら人でごった返すようなことにもなるかと思いますが、夏冬の人が少ない時期でも、ここにバスを誘導して乗降だけをしていただくようコントロールをします。その人たちにとって、トイレはもちろんの

こと、休憩するような場所、この前も奈良公園でフードフェスティバルをやっていたかと思いますが、私も見ており、食べておられる方もたくさんおられましたけれど、テントや座るところによっこいしょという感じで、奈良公園はしんどいと言いながら座っておられる人もたくさんおられました。そういうことも考えるとやはり休憩施設が要る。食べる物、土産物に関してはこれまでもいろいろ対外的にも言ってきましたけれど、東京都の公立中学校の修学旅行生の土産物はほぼ奈良県で買いません。買っているのは全部京都府です。別に京都府泊まりで奈良県日帰りでもいいのですが、全く奈良県で土産物を買わないというのは、大仏前の駐車場に最後慌てて入って京都方面へ早く出ていくので、土産物を買う余裕もない。またその周辺にすぐに土産物を買うところがない。そういう場合にこのターミナルの中にやはり土産物を買っていただけるようなところがあれば、奈良県の地域の活性化にもつながるのではないかと。

もう一つは、ここに飲食・物販ができることによって民業圧迫になるのではないかとという声があることは、そういうことを言われている方がおられることは聞いています。ただ、これはホテルをつくる場合も一緒ですけれども、県は観光キャンペーンをやり、いろいろなところに奈良県の魅力をしっかり訴えながら今まで以上に観光客に来ていただくこうということをしているのであり、従来から来ている観光客の取り合いをする発想ではないと、今もどんどん観光客はふえていますし、奈良公園周辺の交通の拠点になり得ることによってここへの誘客もさらにふえることになると思います。歩行者動線も含めてです。そういう意味では前向きに、多くの客がふえることによって、うちの店もふえるように頑張ろうと考えていただければと考えています。

最後になります。このバスターミナルの整備費はどのくらいかということについては、現在、文化庁に対して、現状変更等の協議に入っており、まだ全体の部分についても詳細設計をこれからしていきます。それにあわせて具体的な数字は出てくるかと思しますので、ある程度概算がわかり次第、委員会等で報告したいと思えます。以上です。

○大島住宅課長 小林委員より高齢者の住まいについて、特に高齢者居住安定確保計画に基づいてどのように対策を進めてきたのか、これからどのように進めていくのかについて質問をいただきました。

まず、奈良県の65歳以上の高齢者は約40万人、人口に占める割合は約3割となっており、県営住宅も含めて高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる住まいの確保は重要な課題であると認識しています。

このため県では、ご説明をいただきましたように、平成27年9月に高齢者の居住安定確保計画を作成し、例えば、バリアフリー化されて安否確認、生活相談サービスが受けられるサービスつきの高齢者向けの住宅の供給の促進、高齢者が利便性の高い町なかなどに移転し、あいた住宅を子育て世帯などに貸す、住みかえの促進などについて取り組みを進めてきています。

また、国の補助事業で、高齢者も含めて住宅の確保に配慮を必要とする方々の入居を制限しない住宅に対する補助事業があり、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業と言うのですが、これらについても周知を行い、その整備の促進を図っています。また、県営住宅については、建てかえはバリアフリー仕様を原則とするとともに、既存ストックについても屋外階段や共用階段等への手すりの設置、場合によっては階段の昇降に支障のある入居者の方々に対して1階の空き住戸をあっせんして住みかえるなどの取り組みを、できることから進めてきている状況です。これらについて引き続き進めていくとともに、さらに高齢者の安心な暮らしのためには、ハードとしての住宅の確保に加えて、身体状況に応じた医療・福祉サービスの提供、あるいは買い物や通院の支援、見守りなど高齢者の暮らしを支える仕組みづくりというのが大変重要であると考えており、地域によって状況、課題、対応も異なってきますので、福祉部局ともしっかりと連携して進めていきたいと考えています。以上です。

○小林委員 高齢者の住まいについてです。さまざまな施策を推進をしていただきますが、現在、入居されている高齢者の居住率が高い、県営住宅で住み続けたいという方、バリアフリー化の問題やエレベーターの設置なども、建てかえのときにということを進めていただいています。具体的なことで、最近よく聞きますのは、住宅のお風呂です。介護を必要とされる方や足が不自由になった方ですと長く県営住宅に住まわれていたら年をとってきますので、今の住宅ですと四角いお風呂で、足腰がきかなくなると深いために湯舟に入ることができなくなります。掃除ももちろんできないので、実際にはもらい風呂をしなければならない状態の方が何人かおられるのです。ご承知のように銭湯もだんだん少なくなって、近くに銭湯がなくなると行くこともできないとよく聞きますけれども、さまざまバリアフリー化、エレベーターの設置も含めて、県営住宅のお風呂を浅いものにする改良がこれは一番身近な住宅改良になるのですが、できないものかお尋ねをしたいと思います。

それから、登大路バスターミナルについてお答えいただきました。事前評価というか調

査を平成27年12月にイメージパースを示されて、それを議論したということで、デザイン連続性、屋根の切り方などについての意見が出たということですが、このときには恐らくどのくらいの面積でどのくらいの容積で、高さがどうなどの数字的なものは出ていなかったと思うのです。今回8月に初めて出たのですが、非常に不十分なそれによっておむね了解されたのですけれども、奈良公園の保存管理計画にもありますが、眺望景観だけではなくて、周辺つながりとの公益的な景観への影響についてという、この辺が文言上出されています。この景観という点では、上から眺める眺望景観だけではなく、奈良公園の基本戦略の中にも奈良公園の価値としてあるのは、奈良公園の自然資源、歴史・文化遺産、そして公園資源及び各資源が融合した独特の風致景観を価値の中に、3つ目の価値ですけれど上げています。そういう点から風致景観、囲繞景観ということもあります。これは、日常生活をしている中でその辺の周りの状況というのか、その辺の身近な身の回りの景観ということですが、ここではどうだったのかはわからないという状況ではないかと思うのです。これは環境評価アセスメントをするまでではないのですけれども、環境評価アセスメントでは、景観という項目に関しては眺望景観の項目と囲繞景観と区分して、影響評価を行うこととされていますが、この問題では調査がやはり不十分ではないか、評価するには余りにもそういう状態ではなかったかと思えます。

そういう点も含めて、ぜひもう一度きちんと評価を受けることが大事ではないかという、これは意見です。

それから、民業圧迫になるのではないかと余りにいろいろ言われまして、もちろんこの建造物について、どういうものがあつたらいいかは、公園に来られた方、利用される方のアンケートはされておられて、これも欲しい、あれも欲しいとあつたらいいという意見が出ていたと思います。それに応えたいということもあると思いますが、この周辺の商店の方々の意見を聞くアンケートなどは実施されていなかったと思うのです。民業圧迫になるのではないかという声がたくさんあるのですが、意見を聞く必要があると思うのですけれど、この点はどうお考えでしょうか。以上です。

○大島住宅課長 小林委員より県営住宅の浴槽についてのご質問をいただきました。県営住宅の浴槽については、建設年度が古い県営住宅においては、間取りの関係から、比較的最近の寸法の大きい浅い浴槽の設置は構造的に難しいのが現状です。このことから基本的には入居者の方々に手すりや踏み台を設置していただいたりして対応しているのが実情です。ですが、平成27年度に建てかえ工事を完了した小泉団地などの比較的新しい県営住

宅には、浅い浴槽を設置して、引き続き建てかえの機会を捉えて、高齢者対応型の浴槽の設置を進めていきたいと考えています。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長（奈良公園室長事務取扱）

再度、民業圧迫の部分について、周辺のお店等から意見を聞いているのかという趣旨であったかと思います。まず奈良公園の中に便益施設ということで、大仏前の商店街もそうですが、多くの飲食店を持っています。ここについては、3年ごとの許可を更新するかも含めて、毎度皆さん方と意見交換をしながら、やる気を見せてくださいとお願いしています。なぜそのように言うかといいますと、東京都の公立中学校の修学旅行の部会があるのですが、大仏前の商店街で土産物を買ったらいけないと言われているらしいです。何かあったのか、それもよくわからないまま現状に至るという中で、昔ながらにそういうお客さんとられるという話をされる方もおられますけれども、ここ数年、県の観光キャンペーンだけではないですけれども、奈良公園周辺、奈良県内の観光客がふえている中で、平城遷都1300年祭以来の売り上げをはるかにオーバーしています、ありがとうございますという声もたくさん聞こえてきます。そういう意味では、閑古鳥の鳴いてる中で県が、行政があえて整備して、ライバルをふやすような状況ではまずないことをぜひ知っていただきたいと思います。

今は奈良公園周辺のみならず、多くのところがチャンスだと我々は考えています。奈良県が予算審査特別委員会、議会で承認をいただいて観光に使っている金は、半端ではない金にだんだんなろうとしています。その部分は京都府に比べると当然丸一つ違いますけれども、今まで奈良県が観光に余りお金をかけてこなかった部分を一生懸命広報しています。それを受けて多くの観光客が来ているのも事実ですので、ぜひ前向きな姿勢で意見交換をしていこうとやっていますので、ぜひご理解を願いたいと思います。以上です。

○小林委員 それでは、最後に意見です。バスターミナルについてお答えをいただいたのですが、商店街の方々に今、バスターミナルができて店舗をとというその計画についてもぜひ意見を聞いていただく、あるいはいろいろ商店街の努力を支援をする立場でしていただきたいと思います。

先ほどの調査についてですが、ここに建物がたくさん建てられることに対しては、やはり一番大きな問題は景観、公益的な景観といいますか、風致景観の問題、それから困窮景観の問題がどうかということで、図面を見ますと一度に圧迫感があって建物が取り囲んでいるのです。先ほど言いました身近な景観が壊されているのではないかという感じを強く

受けるのですけれども、やはり景観ということに奈良公園での価値の目的に沿ってしっかりと見直していただきたいと思っており、建物についても、お店のことを言いましたけれども、イベントホールなど、それは周辺にある例えば公会堂や東大寺の金鐘会館などを活用できるのではないか、ここにどうしてもこのようなものまで建てる必要はないのではないかと思っていますので、この計画については、やはりもっとバスの駐車場のスペースを確保していただくために見直していただきたいと思います。

それで、この問題については総括でもお聞きします。

○大国委員 1点お尋ねしたいと思います。

平城宮跡への主要駅からの歩行者のアクセスについてお尋ねをしたいと思います。今回、議論になった大立山まつりの開催の計画、今議会で審議していますけれども、平城遷都1300年祭、あるいは民間の方も大変力を入れていただいている平城京天平祭の春、夏、秋のイベントもかなり定着してきたと思っています。なぜ冬はないかとは思っていましたけれども、今回こういう形で冬にイベントをとということです。この中身ではなく、その主要駅からのアクセスでお尋ねしたいと思います。

今回のイベント等についてはシャトルバス等も活用することで考えられていると思いますが、今後平城宮跡が国営公園化の整備が進められていく中で、いつでも来てください、高齢者の皆さんも小さな子ども連れの方々も大いにこの平城宮跡で楽しんでくださいと、いろいろな施設も整備されるようです。要は歩いて行かれる方々が、これまで平城遷都1300年祭のときですと、大和西大寺駅南側の動線で平城宮跡まで行っていましたが、先ほど申しました定期的に行われているイベントなどを見ていると、北側を歩いて行かれる方がやはり多いと思います。北側は大変車道が狭隘で、歩道も大変狭い、しかも歩きにくい状況です。一方の南側についても、平城遷都1300年祭特別委員会でも議論のあったように、近鉄のアンダーの部分を中心に大変危険な場所があることもあって、これまで議論を重ねてきました。

そこで、これからの中長期的に見て、私は大和西大寺駅からの歩行者動線の整備が必要だと考えていますけれども、その考え方について1点お尋ねしたいと思います。

○木村道路環境課長 ただいまの大国委員のご質問にお答えいたします。質問の内容は主要駅から平城宮跡へのアクセスということでした。

近鉄大和西大寺駅から平城宮跡に至る歩行者動線については、平城遷都1300年祭の開催に当たり検討を行った経緯があります。検討を行った結果、大和西大寺駅の北側の改

札口から県道谷田奈良線を経て平城宮跡資料館に至るルートについては、沿道に商業施設や住宅が密集していることや地元の反対もあったので断念し、現在のルートである駅南側の改札口から近鉄奈良線の南側を並走する奈良市道中部第556線及び県道奈良精華線を経て平城宮跡の西側にある佐伯門に至るルート、約800メートルを主動線として設定しました。県ではこの主動線に位置する県道奈良精華線の約90メートル及び市道の約170メートルについて段差解消等の整備を行ってきています。

平成遷都1300年祭以降の取り組みとしては、県では平成25年度及び平成26年度に4カ国語表記の観光案内サインを市道も含めた主動線上に3基設置しています。また、大和西大寺駅構内の南側改札口の誘導サインについては、平成27年9月に4カ国語表記で近鉄に設置していただいたところです。

しかしながら、委員からのご指摘のとおり、平城遷都1300年祭に対応するため設定した現ルートは、近鉄橿原線のアンダー部、これは近鉄の管理施設ですが、このアンダー部を含む約300メートル区間において歩道がない区間や歩道幅員が1.2メートルと狭くなっている区間、また、急な長い坂道の区間がありバリアフリーの観点からは課題があると認識しています。

この300メートルの区間については沿道に銀行や住宅、ビルなどが立地しており、近鉄線アンダー部を改築する必要があること、また容易に歩道幅員ができない状況にあります。さらに近鉄線と架線が近接していることもあり、バリアフリーに対応した勾配とするためには、さらに周辺への影響も避けられない状況にあります。このような状況を踏まえると、本格的にバリアフリーに対応した歩行者動線を確保するためには駅北側のルートを含めた検討が必要であると考えています。

当該地においては、平成27年1月に締結した県と奈良市のまちづくり包括協定において、大和西大寺駅周辺地区が位置づけられており、にぎわいと魅力あるまちづくりを目指して、平城宮跡へのアプローチの向上についても検討していくことになっています。このまちづくり協定に基づき、障害者や高齢者、外国人の方々が安全で円滑に歩ける歩行者動線の確保に向けて、奈良市とともに検討を進めたいと考えています。以上です。

○**大国委員** 答弁をいただきましたけれども、さまざまな問題等があります。これから定期的なイベントなど繰り返し開催をしてもらえると幸いですし、何よりも国営公園という大きなプロジェクトもあります。ぜひともしっかりと検討してほしいと思いますし、先ほど答弁がありましたように、案内のサイン板についても、まだまだ足りないと思います。

外国人観光客が大変ふえていますし、うれしいことに奈良県にたくさんの方がいらっやっています。こういったものが十分なのか、先ほど申したバリアフリー化について、しっかりと検討していく必要があるのではないかと思います。平城宮跡まで行くのにどうやって行けばいいのかという声も聞こえてきますので、メイン箇所を整備することは大事ですが、どうぞお越してくださいという思いで、その動線も整備する必要があるのではないかと思います。

さまざまに、渋滞対策、駅周辺の問題も絡めてあると思いますけれども、この問題については知事の答弁も聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもって南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を終わります。

明10月6日火曜日は、午前10時より地域振興部、水道局、教育委員会の審査を行います。その終了後、総括審査を行いますのでよろしくお願ひします。そしてまた、総括の質疑のある方は通告していただくようによろしくお願ひします。

これで本日の会議を終わります。